

平成17年7月4日 月曜日

を改正する省令の制定による過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県市町村合併推進審議会条例

(総務部地方課)

1 市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、自主的な市町村の合併の推進に関する構想等について調査審議するため、福岡県市町村合併推進審議会を設置することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例

(総務部私学学事振興局学事課)

1 公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学及び公立大学法人福岡県立大学を設立することに伴い、地方独立行政法人法第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人における重要な財産を定めることとした。

- 2 この条例は、公立大学法人の成立の日から施行することとした。

◇福岡県公立大学法人評価委員会条例

(総務部私学学事振興局学事課)

1 地方独立行政法人法に基づき、県が設立する公立大学法人の業務の実績に関する評価等を行わせるため、福岡県公立大学法人評価委員会を設置することとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

(保健福祉部障害者福祉課)

1 障害者基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市管理課)

1 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律及び景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、特例容積率適用地区内における建築物の高さの制限の適用除外に関する許可申請手数料等について定めるとともに、所得税法等の一部を改正する法律の制定による租税特別措置法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

(教育厅高校教育課)

1 高等学校等の生徒への学資としての資金の貸付けについて、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の新入生への新規貸付けが終了し、新たに都道府県又は都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人が資金の貸付けを行うこととされたこと及び高等学校等奨学事業費補助金が廃止されたことに伴い、修学奨励金の貸与対象者の要件を改めることとした。

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例の一部を改正する条例

(教育厅スポーツ健康課)

1 福岡県立スポーツ科学情報センターにクライミングウォール等の施設を設置したことに伴い、その使用料を定めることとした。

- 2 この条例は、平成十七年七月九日から施行することとした。

**条
例**

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一

部を次のように改正する。

別表四一の項事務の欄中ハからホまでを削り、同項市町村の欄を次のように改める

。

イについては各市町村	ロについては北九州市	大牟田市	久留米市	田川市	山田市	八女市	筑後市	行橋
市	豊前市	小郡市	大野城市	宗像市	前原市	古賀市	福津市	うきは市
町	宇美町	篠栗町	志免町	新宮町	粕屋町	芦屋町	水巻町	岡垣町
手町	宮田町	若宮町	朝倉町	筑前町	二丈町	志摩町	黒木町	上陽町
広川町	矢部村	星野村	高田町	吉富町	新吉富村	太平村	立花町	鞍

別表四四の項事務の欄の中「第三十一条の二第二項第十三号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改め、同項同欄口中「第三十一条の二第二項第十四号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同項同欄ハ中「第二十条の二第十項」を「第二十条の二第十一項」に改め、同項同欄ヘ中「第三十八条の四第二十項」を「第三十八条の四第二十一項」に改める。

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表四一の項市町村の欄中「新吉富村 大平村」を「上毛町」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十七年十月十一日から施行する。

附 則

福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県条例第四十二号

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条を次のように改める。

(入所資格)

第十六条 施設に入所することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で更生の見込みがあるものとする。ただし、特に管理者が認めるときは、この限りでない。

一 法第十五条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

二 満十八歳以上の者

三 常時の介護を要しない者

第十八条の二を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十八条の二 施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、社会福祉法人であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 身体障害者の更生に必要な授産の実施に関する業務

二 施設の諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 前項の場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第十八条の二の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第十八条の三 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、施設を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に

係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第十八条の四 指定管理者及び施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後ににおいても、同様とする。

(協議)

第十八条の五 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(規則への委任)

第十八条の六 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第一百三十条の二第二項の表福岡県立ふれあいの家京築の項中「築上郡大平村」を「築上郡上毛町」に改める。

(福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第二条 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例（昭和五十五年福岡県条例第二十一条号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に改める。

第四条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に

関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第五条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第五条 センターの管理に關する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、社会福祉法人であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 身体障害者の更生に必要な治療、指導及び訓練の実施に関する業務

二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第七条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し

知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第八条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成八年福岡県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の五」に、「第八条」を「第八条の四」に、「第十一条」を「第十一条の五」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第五条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとす

(センターの利用の許可に関する業務)

二 センターの諸施設(第十一条第一項第二号に該当する施設を除く。)の維持及び保守に関する業務

(前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務)

2 前項の場合において、第二条において適用するものとされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に

に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
第二章中第五条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第五条の二 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条の三 指定管理者及びセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(利用料金)

第五条の四 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。この場合において、第二条において適用するものとされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第六条第一号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければ

ならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第一に掲げる額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第五条の五 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

第八条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第八条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四

十四条の二第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの使用料の徴収に関する業務

三 センターの諸施設（第十一条第一項第二号に該当する施設を除く。）の維持及び保守に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 前項の場合において、第二条において適用するものとされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第三章中第八条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第八条の二 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的な基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第八条の三 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第八条の四 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

第十条及び第十一條を次のように改める。

第十条 削除

(指定管理者による管理)

平成17年7月4日 月曜日

第十一條 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

一 センターの諸施設の利用の許可並びに維持及び保守に関する業務

二 第三条及び第六条に規定する公の施設を構成する諸施設のうち、その構造上一体として管理することが適当である施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 前項の場合において、第二条において適用するものとされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第四章中第十一条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第十二条の二 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第十二条の三 指定管理者及びセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に閑し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(利用料金)

第十二条の四 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。この場合において、第二条において適用するものとされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第六条第一号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をそのまま収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第十二条の五 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

別表第一中「(第四条関係)」を「(第五条の四関係)」に改める。

別表第一中「(占用使用的場合の使用料)」を「占用使用的場合」に改め、同表一備考二から四までの規定中「使用料の」を削り、同表二中「個人使用的場合の使用料

」を「個人使用の場合」に改め、同表二備考三中「使用料」を「額」に改め、同表一備考四中「使用料の」を削る。

別表第三中「(第十条関係)」を「(第十二条の四関係)」に改め、同表一中「本館施設使用料」を「本館施設」に改め、同表二中「体育館施設使用料」を「体育館施設」に改め、「の使用料」を削り、同表三及び四中「使用料」を削り、同表五中「駐車場使用料」を「駐車場」に改め、同表五備考四から八まで中「使用料の」を削り、同表五備考九中「使用料」を「額」に改める。

(福岡県平尾台自然観察センター条例の一部改正)

第四条 福岡県平尾台自然観察センター条例(平成十二年福岡県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関する委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書
二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する

者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第六条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県産炭地労働者体育施設条例の一部改正)

第五条 福岡県産炭地労働者体育施設条例(昭和四十六年福岡県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関する委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第五条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第五条 施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 庭球場又は水泳プールの利用の許可に関する業務

二 庭球場又は水泳プールの使用料の徴収に関する業務

三 施設の維持及び保守に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第五条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（指定管理者の指定の手続）

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、

指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること

二 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める項目

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（秘密保持義務）

第七条 指定管理者及び施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た

秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（協議）

第八条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

（福岡県立勤労青少年文化センター条例の一部改正）

第六条 福岡県立勤労青少年文化センター条例（昭和四十八年福岡県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第三条第一項中「あつて」を「あって」に改める。

第五条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第五条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの使用料の徴収に関する業務

三 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第五条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（指定管理者の指定の手続）

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項。

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第七条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第八条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県立あまぎ水の文化村条例の一部改正)

第七条 福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成五年福岡県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この場合において」の下に「、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と」を加える。

第四条から第六条までを削る。

第三条第一項中「知事から水の文化村の管理運営に関し委託を受けた者（以下「管

理者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「管理者」を「指定管理者」に、「得なければ」を「受けなければ」に改め、同条に次の四項を加え、同条を第六条とする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、水の文化村を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

第二条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第三条 水の文化村の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 水の文化村の利用の許可に関する業務

二 水の文化村の諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から水の文化村の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること

。

二 事業計画の内容が、水の文化村の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事が水の文化村の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及び水の文化村の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、水の文化村の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県国際文化情報センター条例の一部改正)

第八条 福岡県国際文化情報センター条例（平成六年福岡県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この場合において」の下に「、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」とを加える。第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとす

る。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

三 文化事業の企画及び実施に関する業務

四 文化に関する情報の提供に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第五条及び第六条を削る。

第四条第一項及び第二項中「受託者」を「指定管理者」に改め、同条に次の四項を加え、同条を第六条とする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

第三条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業

務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第七条を次のように改める。

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県立飯塚研究開発センター条例の一部改正)

第九条 福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成四年福岡県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に

関し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第三条から第五条までを次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとす

る。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

三 センターを拠点として行う研究開発の支援、産学官交流等に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、センターを利用する者の平等な利用を確保することができること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するため必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(利用料金)

第六条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、

その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

別表中「(第三条関係)」を「(第六条関係)」に改め、同表一備考中「の使用料」を「研修会議室等」に改め、同表一備考中「施設使用料」を「研修宿泊室等使用料」を「研修宿泊室等」に改め、同表三備考中「研究開発室等使用料」を「研究開発室等」に改め、「使用料」を「金額」に改める。

(福岡県漁港管理条例の一部改正)

第十一条 福岡県漁港管理条例(昭和三十九年福岡県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十九条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)第八十五条第二項に規定する施設(以下「津屋崎マリーナ」という。)の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 津屋崎マリーナの利用許可書の交付に関する業務
二 津屋崎マリーナの使用料の徴収に関する業務
三 津屋崎マリーナの諸施設の維持及び保守に関する業務
四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第二十二条を第二十六条とし、第二十一条を第二十五条とし、第二十条を第二十四条とし、第十九条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第二十条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

二 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から津屋崎マリーナの指定の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
二 事業計画の内容が、津屋崎マリーナの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事が津屋崎マリーナの指定の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたときは、及びその指定を取り消したときは、遅滞

なく、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第二十一条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他知事の定めるところに従い津屋崎マリーナの管理を行わなければならない。

(秘密保持義務)

第二十二条 指定管理者及び津屋崎マリーナの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、津屋崎マリーナの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県立森林公園条例の一部改正)

第十一条 福岡県立森林公園条例（昭和五十一年福岡県条例第二十四号）の一部を次の

ように改正する。

第一条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 森林公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

る。

一 森林公園の利用の許可に関する業務

二 森林公園の諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から森林公園の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、森林公園の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事が森林公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及び森林公園の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、森林公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第六条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県緑化センター条例の一部改正)

第十二条 福岡県緑化センター条例（昭和五十九年福岡県条例第四号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「啓もう」を「啓発」に、「もつて」を「もって」に改める。

第三条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に
関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第四条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二
十一年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団
体であって知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとす
る。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第五条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げ
る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する
者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者
を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること
。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業
務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有し
ているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして
別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞
なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第六条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。
）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し
知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管
理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後
においても、同様とする。

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事
と指定管理者が協議して定める。

(福岡県建設技術情報センター条例の一部改正)

第十三条 福岡県建設技術情報センター条例（平成七年福岡県条例第二十九号）の一部
を次のように改正する。

第二条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に
関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第五条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第五条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二
十一年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団
体であって知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとす
る。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの使用料の徴収に関する業務

三 建設資材に関する各種の試験の実施及び当該試験の手数料の徴収に関する業務

四 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を、指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第七条 指定管理者及びセンターの業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し

知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第八条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(福岡県都市公園条例の一部改正)

第十四条 福岡県都市公園条例（昭和五十二年福岡県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第十七条の二を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十七条の二 都市公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第二条第一項の利用の許可に関する業務

二 第四条の許可に関する業務

三 手数料の徴収に関する業務

四 都市公園の諸施設の維持及び保守に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

第十七条の二の次に次の五条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第十七条の三 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から最も適切に都市公園の管理を行うことができると認めた者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に從事させることができるものであること。

二 安定的な経営基盤を有しているものであること。

三 都市公園の効用を最大限に發揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

四 法その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

五 その他知事が都市公園の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項

3 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第十七条の四 指定管理者は、次に掲げる基準により、都市公園の管理に関する業務を行わなければならない。

一 法その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

二 利用者に対し適切なサービスの提供を行うこと。

三 公園施設の維持管理を適切に行うこと。

(秘密保持義務)

第十七条の五 指定管理者及び都市公園の管理に関する業務に従事する者(以下「従事者」という。)は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、都市公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(利用料金)

第十七条の六 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表第二及び別表第三に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、別表第二に掲げる公園施設又は別表第三に掲げる都市公園の一部を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第十七条の七 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

別表第二及び別表第三中「の使用料」を削る。

(福岡県営住宅条例の一部改正)

第十五条 福岡県営住宅条例(平成九年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 補則(第五十三条—第五十七条)」を「第六章 駐車場の管理(第五十三条—第六十条)」に改める。

第五十三条—第六十条

」に改める。

第五十七条を第七十条とし、第五十六条を第六十九条とし、第五十五条を削り、第五十四条を第六十二条とし、同条の次に次の六条を加える。

(指定管理者による管理)

第六十三条 県営住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 入居者の公募に関する業務

二 県営住宅の入居の手続及び退去の手続に関する業務

三 家賃及び使用料の収納に関する業務

四 県営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

第六十四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から最も適切に県営住宅及び共同施設の管理を行うことができると認めた者を指定管理者に指定するものとする。

一 前条各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。

二 安定的な経営基盤を有しているものであること。

三 県営住宅及び共同施設の効用を最大限に發揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。

四 法その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

五 その他知事が県営住宅及び共同施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項

3 知事は、指定管理者を指定し、又は指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第六十五条 指定管理者は、次に掲げる基準により、県営住宅及び共同施設の管理に関する業務を行わなければならない。

一 法その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。

二 使用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

三 県営住宅及び共同施設の維持管理を適切に行うこと。

(秘密保持義務)

第六十六条 指定管理者並びに県営住宅及び共同施設の管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、県営住宅及び共同施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(協議)

第六十七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、知事と指定管理者が協議して定める。

(指定管理者による駐車料等の收受)

第六十八条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、駐車場の利用料金及び保証金（以下「駐車料等」という。）の設定をするものとする。

2 指定管理者は、駐車料等を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

3 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る駐車料等が、当該駐車場の近傍同種の料金と比較して均衡のとれたものであると認めると承認するものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに駐車料等を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該駐車料等をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が駐車料等を設定したときは、駐車場を利用する者は、駐車料等を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、駐車料等を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

第五十三条を第六十一条とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

(利用許可)

第五十三条 駐車場を利用しようとする者は、知事の許可を得なければならぬ。

(利用の申込み)

第五十四条 前条の許可を得ようとする者は、規則で定めるところにより、駐車場の利用の申込みをしなければならない。

(利用者の資格)

第五十五条 駐車場を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

一 県営住宅の入居者又は同居者であること。

二 入居者又は同居者が自ら使用するためその他規則で定める事由により駐車場を必要としていること。

三 規則で定める規格の自動車を駐車しようとする者であること。

四 第四十一条第一項第一号から第五号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(利用者の決定)

第五十六条 知事は第五十四条の規定による申込みをした者の数が、利用を許可すべき駐車場の区画数を超える場合は、規則で定めるところにより、公正な方法で選考して、利用者を決定しなければならない。ただし、申込みをした者について、知事が優先的に駐車場を利用させることができると認めるときは、この限りでない。

2 知事は、駐車場の利用者として決定した者（以下「利用決定者」という。）に対ししてその旨を通知するものとする。

(利用の手続)

第五十七条 利用決定者は、知事が指定する日までに規則で定める事項を届け出なければならない。

2 知事は、利用決定者が前項に規定する期間内に前項に規定する手続をしないときは、駐車場の利用の決定を取り消すことができる。

3 知事は、第一項に規定する手続を完了した利用決定者が第五十五条に規定する資格を有するときは、駐車場の利用を許可し、利用決定者に対しても速やかにその旨及び駐車場の利用を開始することができる日（以下「利用開始可能日」という。）を

通知しなければならない。

4 駐車場の利用を許可された者は、利用開始可能日から八日以内に駐車場の利用を開始しなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用内容の変更等)

第五十八条 駐車場の利用者は、前条第一項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ知事の許可を受けなければならぬ。

2 利用者は、駐車場の利用を中止しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(利用許可の取消し)

第五十九条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用の許可を取り消し、その明渡しを請求するものとする。

一 不正の行為により利用の許可を受けたとき。

二 駐車場の利用料金を三月以上滞納したとき。

三 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

四 正当な理由によらないで十五日以上駐車場を利用しないとき。

五 第五十五条に規定する利用者資格を失ったとき。

六 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(準用)

第六十条 駐車場の利用については、第二十五条、第二十六条、第二十七条本文及び

第四十条第一項の規定を準用する。この場合において、「入居者」とあるのは「利用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

（福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部改正）

第十六条 福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和四十九年福岡県条例第二十号）

の一部を次のように改正する。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」と

あるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第三条から第五条までを次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 センターの管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 センターの利用の許可に関する業務

二 センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができるものであること。

二 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に發揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及びセンターの管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

○ 指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第六条（見出しを含む。）中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(利用料金)

第六条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、センターを利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

別表中「（第三条）」を「（第六条関係）」に、「陸上競技場使用料」を「陸上競技場」に、「補助競技場使用料」を「補助競技場」に、「体育館使用料」を「体育館」に、「テニスコート使用料」を「テニスコート」に改め、同表備考四中「の使用料

」を削り、同表備考五中「アマチュアスポーツ」を「アマチュアスポーツ」に、「この表に定める使用料金」を「この表に掲げる額」に、「加算して徴収する」を「加算した額とする」に改め、同表備考六中「この表に定める使用料金」を「この表に掲げる額」に、「加算して徴収する」を「加算した額とする」に改める。

第十七条 九州歴史資料館条例（昭和六十年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「もつて」を「もって」に改める。

第三条に後段として、次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第五条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第五条 第二条第二項に規定する九州歴史資料館分館（以下「分館」という。）の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百四十四条の一第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一分館の利用の許可に関する業務

二 分館の諸施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

第六条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（指定管理者の指定の手続）

第六条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から最も適切に分館の管理を行うことができると認めた者を指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容が、分館の効用を最大限に發揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。

三 分館の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 法令並びに関係条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。

五 その他教育委員会が分館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（秘密保持義務）

第七条 指定管理者及び分館の管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、分館の管理に関し得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（協議）

第八条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

（福岡県立体育・スポーツ施設条例の一部改正）

第十八条 福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に後段として次のように加える。

この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に關し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第四条を次のように改める。

（使用料）

第四条 福岡県立スポーツ科学情報センターにおいて別表第一に掲げる施設を利用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

第五条（見出しを含む。）中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第十二条とし、第四条の次に次の六条を加える。

（使用料の減免）

第五条 知事は、規則で定める場合に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第六条 体育等施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 体育等施設の利用の許可に関する業務

二 使用料の徴収に関する業務

三 体育等施設の諸施設の維持及び保守に関する業務

四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

（指定管理者の指定の手続）

第七条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から体育等施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができるものであること。

二 事業計画の内容が、体育等施設の効用を最大限に發揮させるとともに、管理の

業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会が体育等施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

（秘密保持義務）

第八条 指定管理者及び体育等施設の管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、体育等施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（利用料金）

第九条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。この場合において、第二条において適用するものとされる福岡県公の施設

の設置及び管理に関する条例第六条第一号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が福岡県立スポーツ科学情報センターにあつては別表第二に、福岡県立総合ブルーにあつては別表第三に、福岡県馬術競技場にあつては別表第四に、福岡県立総合射撃場にあつては別表第五に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、体育等施設を利用する者は、利用料

金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第十一条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

別表第一（第四条関係）

種類	単位	区分	料金(一人)	料金(一人)	料金(一人)	料金(一人)	料金(一人)	料金(一人)	料金(一人)	種類	使用料(一人)
アリーナ	二時間	一般	三五〇円	一五〇円	七六〇円	一、五二〇円	一、二七〇円	二、五四〇円	二、五四〇円	児童生徒	六一〇円
トレーニング室	二時間	一般	三五〇円	一五〇円	七六〇円	一、五二〇円	一、二七〇円	二、五四〇円	二、五四〇円	児童生徒	三〇〇円
別表第二（第九条関係）		一 個人使用の場合		筋力向上相談		全身持久力向上相談		健康体力づくり相談		区分	
										単位	
										種類	

別表第一（第九条関係）

一 個人使用の場合

卷之三

アリーナ

トレーニング室

料金(一人)

三〇〇円

サブアリーナ		メインアリーナ		種類	
		時間		上記の場合で入場料を徴収する場合	
		アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合		その他の目的に使用する場合	
二十一時まで	二十二時から	九時から	九時から	九時から	九時から
二十三時から	二十一時まで	十七時まで	十九時から	二十一時まで	二十一時まで
一〇、二九〇円	九、二七〇円	四、九九〇円	五、三〇〇円	三、九七〇円	二九、六六〇円
三〇、八八〇円	二七、八三〇円	一四、九八〇円	一五、九〇〇円	一一、九二〇円	八八、九九〇円
一三三、八四〇円	一二〇、五九〇円	六四、九三〇円	六八、九一〇円	五一、六八〇円	三八五、六四〇円

四 附属施設		施 設 名		料 金		種 類		单 位		区 分	
視聴覚室	和 室	第四研修室	第三研修室	第二研修室	第一研修室	会 議 室	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き
一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	四 五〇 円	三 五〇 円	八 六〇 円	九 六〇 円	六 六〇 円
九 一〇 円											
三 宿泊室		宿泊室（洋室）		一 泊		一 泊		一 般		三、〇五〇円	
四 附属施設		宿泊室（和室）		一 泊		児童生徒		一 般		一、五二〇円	
										一、三二〇円	
										六 六〇 円	
五 ポルダリング		九時から 二十一時まで		三、九〇〇円		三、五〇〇円		一〇、五〇〇円		四五、五〇〇円	
		十三時から 二十二時まで		三、九〇〇円		一、七〇〇円		一、七〇〇円		五〇、七〇〇円	
		二十一時まで		一六、二一〇〇円		一六、二一〇〇円		七〇、二一〇〇円		七〇、二一〇〇円	

備考

「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に

使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。

一 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、規則で定

二 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を
占^ム一^ル二^二三^三四^四の類は、当該占^ム一^ル二^二三^三四^四の類と同一事^ト。

四 占用使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、

当該使用区分の額に含むものとする。

五 占用使用的場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七百七十八号）に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の二割増とする。

六 使用時間を超過したときの額は、個人使用的場合、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額とし、占用使用的場合、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額の五割増相当額とする。

七 個人使用的場合、責任ある代表者に引率された三十人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の二割引とする。

八 個人使用的場合、十一枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の十回分に相当する額とする。

九 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは児童生徒以外の者をいう。

十 メインアリーナ及び多目的アリーナは、二分の一又は四分の一の面積で、サブアリーナ及び和室は、二分の一の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ二分の一、四分の一とする。

別表第三（第九条関係）

一 個人使用的場合

プール			種類	期間	単位	区分	料金（一人）
児童	生徒	一般	児童	生徒			
十月十五日から 翌年六月三十日まで （二十五メートルプールのみ）	一回	九月一日から 九月三十日まで	一回	一回			
三二〇円	四三〇円	七六〇円	二一〇円	三三〇円	五四〇円		

二 占用使用的場合

スケートリンク		
十一月一日から 翌年四月十日まで		
一回		
児童	生徒	一般
		一、〇九〇円
		八七〇円
		六五〇円

三 附属施設

会議室	一時間につき	料金
		五四〇円

備考

- 一 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。
- 二 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、規則で定める。
- 三 占用使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、規則で定める額を加算する。
- 四 占用使用の場合、競技員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコースロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 五 占用使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の二割増とする。
- 六 占用使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額の五割増相当額とする。
- 七 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された三十人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の二割引とする。
- 八 個人使用の場合、十一枚づりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の十回分に相当する額とする。
- 九 「児童」とは幼稚及び小学校の児童を、「生徒」とは中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは児童及び生徒以外の者をいう。
- 十 保護者が同伴する児童については、保護者一人につき、当該児童一人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。

別表第四（第九条関係）

一 個人使用の場合

児童生徒	区分	一時間以内	超過一時間ごと
		八七〇円	四三〇円

二 占用使用的場合

区分	午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
馬場馬術競技場	七、〇九〇円	七、〇九〇円	二四、一八〇円	二四、一八〇円
障害馬術競技場	一四、一八〇円	一四、一八〇円	二八、三六〇円	二八、三六〇円
覆い馬場	一一、四五〇円	一一、四五〇円	二三、九〇〇円	二三、九〇〇円

三 厥舎

一房につき一日 一、〇九〇円

四 附属施設

区分	午前九時から 午後一時まで	午後一時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
会議室	一、〇九〇円	一、三〇〇円	二、三九〇円
研修室	二、一八〇円	二、七二〇円	四、九〇〇円

備考

- 一 「児童生徒」とは、小学校の児童及び中学校、高等学校又は中等教育学校の生徒（これらに準ずる者を含む。）をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

- 二 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。

- 三 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

- 四 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額の五割増相当額とする。

別表第五（第九条関係）

一 個人使用の場合

種類	単位	区分	料金（一人）

射撃場			種類	ライフル射撃場							
二 占用使用の場合		大口径射撃場		散弾銃射撃場	スキート射撃場	トラップ射撃場	スマールボアライフル	ビームライフル	エアライフル		
エアライフル	単位	散弾銃 (スラグ弾)	ライフル銃								
九時から十七時まで	九時から十二時まで	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日	一日
十二時から十七時まで	四〇円に利用人數を乗じた額及び九、八〇〇円の合計額	二、三一〇円	二、四四〇円	六八〇円	八八〇円	四九〇円	五八〇円	三八〇円	一九〇円	六二〇円	二三〇円
四〇円に利用人數を乗じた額及び六、三〇〇円の合計額	四〇円に利用人數を乗じた額及び二六、一〇〇円の合計額	二、七一〇円									

備考		大口径射撃場				ライフル			
		散弾銃 (スラグ弾)		ライフル銃		スマールボアライフル		スモールボアライフル	
一 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が一日に満たないときは、一日とする。		九時から十七時まで	十二時から十七時まで	九時から十七時まで	十二時から十七時まで	九三〇円に利用人數を乗じた額及び三六、八〇〇円の合計額	九三〇円に利用人數を乗じた額及び五五、九〇〇円の合計額	九三〇円に利用人數を乗じた額及び二九、二〇〇円の合計額	九三〇円に利用人數を乗じた額及び四五、八〇〇円の合計額
二 占用使用とは、ライフル射撃場のエアライフル、スマールボアライフル若しくは大口径射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトラップ射撃場の一面を独占して使用する場合をいう。		及び六九、九〇〇円の合計額	及び四五、八〇〇円の合計額	及び二九、二〇〇円の合計額	及び四五、八〇〇円の合計額	及び六九、九〇〇円の合計額	及び二九、二〇〇円の合計額	及び四五、八〇〇円の合計額	及び二九、二〇〇円の合計額
（福岡県青少年科学館条例の一部改正）	第十九条 福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。	この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に	三〇〇円に利用人數を乗じた額及び九、八〇〇円の合計額	三〇〇円に利用人數を乗じた額及び一六、三〇〇円の合計額	三〇〇円に利用人數を乗じた額及び二六、一〇〇円の合計額	三〇〇円に利用人數を乗じた額及び二六、一〇〇円の合計額	三〇〇円に利用人數を乗じた額及び一七、九〇〇円の合計額	三〇〇円に利用人數を乗じた額及び二六、一〇〇円の合計額	三〇〇円に利用人數を乗じた額及び一六、三〇〇円の合計額

関し委任を受けた者」とあるのは「指定管理者」と、第六条第一号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 科学館の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 科学館の利用の許可に関する業務

二 科学館の施設の維持及び保守に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

第四条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定の手続)

第四条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

一 事業計画書

二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から科学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること

二 事業計画の内容が、科学館の効用を最大限に發揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

四 その他教育委員会が科学館の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅

滞なく、その旨を公示するものとする。

(秘密保持義務)

第五条 指定管理者及び科学館の管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、科学館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(利用料金)

第六条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として收受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、科学館を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(協議)

第七条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第六条関係）

金額	区分		常設展示
	単位	個人	
児童・生徒等	一般	個人	プラネタリウム
児童・生徒等	一人一回につき	六五〇円	常設展示
児童・生徒等	一人一回	四三〇円	常設展示
児童・生徒等	三二〇円	四三〇円	常設展示
児童・生徒等	二二〇円	三二〇円	常設展示
児童・生徒等	二二〇円	一六〇円	常設展示

備考

一 「児童・生徒等」とは、四歳以上の児童、小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学校部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

二 「一般」とは、児童・生徒等及び四歳未満の児童以外の者をいう。

三 「団体」とは、責任ある代表者に引率された三十人以上の集団をいう。

四 四歳未満の児童は、無料とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第百三十条の二第二項の表の改正規定 平成十七年十月十一日

二 第十八条中福岡県立体育・スポーツ施設条例第四条の改正規定及び第四条の次に規定 平成十八年四月一日

（福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例（平成元年福岡県条例第十八号）

（経過措置）

3

この条例による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例、福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県産炭地労働者体育施設条例、福岡県立勤労青年文化センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県漁港管理条例、福岡県立森林公園条例、福岡県緑化センター条例、福岡県建設技術情報センター条例、福岡県都市公園条例、福岡県宮住宅条例、福岡県立久留米スポーツセンター条例、九州歴史資料館条例、福岡県立体育・スポーツ施設条例及び福岡県青少年科学館条例の管理の委託に関する規定及び処分その他の行為に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

4 この条例による改正前の福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県都市公園条例及び福岡県立久留米スポーツセンター条例の使用料又は利用料金に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

5 平成十八年四月一日以後において廃止前の福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例又は福岡県青少年科学館使用料条例の規定により納入すべき使用料については、なお従前の例による。

福岡県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県条例第四十三号

福岡県知事 麻生 渡

福岡県税条例の一部を改正する条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三十第六項中「食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第六条第一項第一号」を削る。

第五十三条の二第二項中「、第十二条（自動車の使用の本拠の位置が他の都道府県か

ら県内に変更された場合に限る。以下同じ。」を削る。

付則第六条の二に次の二項を加える。

2 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者は、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。

3 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第二十条の六の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。

（個人の県民税の所得割に関する特例）

第六条の三 平成十八年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る規定を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除する規定を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除する。）については、所得割に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、所得割に関する規定を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除する。

2 平成十九年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割（法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、所得割に関する規定を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除する。

付則第十二条の二の三を削る。

付則第十二条の二の二第一項中「（以下本項）を「（以下この項）に改め、「（これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下本項、次条第一項及び第二項並びに付則第十二条の二の五第二項において同じ。）」を削り、「前条第一項前段」を「付則第十二条の二第一項前段」に、「本条」を「この項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を付則第十二条の二の三とする。

付則第十二条の二の三を削る。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十二条の二の二 県民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したこととは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令で定める金額は当

条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

付則第十二条の二の二中「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」を「第三十二条の二第二項第九号から第十四号まで」に改める。

付則第十二条の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「本項及び次項並びに付則第十二条の二の三第一項」を「この項、次条第一項並びに付則第十二条の二の四第一項」に、「本項、次項及び第六項、次条第一項並びに付則第十二条の二の五第二項」を「この項、次条第一項及び第二項並びに付則第十二条の二の三第一項」に、「第三項及び第四項」を「次項及び第三項」に、「本項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「この項及び第五項並びに付則第十二条の二の三第一項」に、「附則第三十五条の二第九項第三号」を「附則第三十五条の二第八項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十七条の十第四項各号」を「第三十七条の十第三項」に、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項三項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項三項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第六项を第五項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

付則第十二条の二の三を削る。

該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三百七条の十の二第一項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下この項、次条第一項並びに付則第十二条の二の四第一項及び第二項において同じ。）をした場合には、施行令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

第一項の規定は、施行令で定めるところにより、同項に規定する事が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出された

第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

付則第十二条の二の四を次のように改める。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第十二条の二の四 県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条

の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。次項において同じ。）に同条第三項第二号に規定する

上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされている上場株式等（以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これ

らの金額を計算するものとする。

証券取引法第二百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引又は発行日取引（所得税法第二条第一項第十七号に規定する有価証券（以下この項において「有価証券」という。）が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であつて施行規則で定める取引をいう。）（以下この項において「信用取引等」という。）を行う県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を同項第一号に規定する特定口座において処理した場合には、施行令で定めるところにより、当該特定口座において処理した同条第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡（以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

前二項の規定の適用に關し必要な事項は、施行令で定めるところによる。

付則第十一「条の二」の五第三項中「第八項まで及び第十二条の二の二第一項から第三項まで」を「第七項まで並びに第十二条の二の三第一項及び第二項」に、「付則第十二条の二の二の二第一項」を「付則第十二条の二の三第一項」に、「前条第一項前段」を「

付則第十一条の二第一項前段】に改める。

付則第十四条第八項中「施行令で定めるものの取得」を「バス、トラックその他の施行規則で定めるものの取得（第二項、」に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一」に改め、同項各号を削る。

付則第二十六条第二項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「四万円」を「二万円」に改める。

附則

第一条 この条例は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第十四条第八項の改正規定及び附則第五条の規定 平成十七年十月一日

二 第二十条の三十第六項及び第五十三条の二第二項の改正規定並びに付則第十一条の二及び付則第十一条の二の二の改正規定並びに附則第四条の規定 平成十八年四月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 改正後の福岡県税条例(以下「新条例」という。)付則第二十六条第一項及び

第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十

七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第十二条の二の二の規定は、平成十七年四月一日以後に同条第一項に規

定する事実が発生する場合について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対

して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する

不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例第五十三条の二第二項の規定は平成十八年度以後の年度分の自動車税に

ついて適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例付則第十四条第八項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得

に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行つた旧条例附則第十四条

第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の

例による。

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課

税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十四号

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福

岡県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課

税免除に関する条例(昭和三十八年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の表事業税の項中「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十

二条第一項の表の第二号又は第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備

」を「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴

う措置が適用される場合等を定める省令(平成十二年自治省令第二十号)第一条第一項

第一号イの規定の適用を受ける設備」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十

二年自治省令第二十号)」を「同令」に改める。

第四条の表事業税の項中「租税特別措置法第十二条第一項」を「租税特別措置法(昭

和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の過疎地域、農村地域工業等導入地区及び離島振興対策実施地域に対する福

岡県税の課税免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は

増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については

、なお従前の例による。

福岡県市町村合併推進審議会条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十五号

福岡県市町村合併推進審議会条例

(設置)

第一条 市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第六十条第

一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、福岡県市町村合併推進審議

平成17年7月4日 月曜日

会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

審議会は、八人以内の委員をもって組織する。

2 審議会の委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が

、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数の者の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

（補則）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十六号

福岡県が設立する公立大学法人における重要な財産を定める条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人における重要な財産を定めるものとする。

（重要な財産）

第二条 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、一件二万平方メートル以上のものに限る。）又は動産とする。

附 則

この条例は、公立大学法人の成立の日から施行する。

福岡県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十七号

（設置）

福岡県公立大学法人評価委員会条例

第一条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十

一条第一項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の業務の実績に関する評価等を行わせるため、福岡県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第一条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、経営又は教育研究に關し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、當該特別の事項に關し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(委員等の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 特別委員の任期は、二年を超えない範囲内で知事が定める。

3 補欠の委員及び特別委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員及び特別委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第六条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に關係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に關係のある特別委員で会議に出席したものとの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聽くことができる。
(意見申立ての機会の付与等)

第七条 委員会は、法第二十八条第一項に規定する各事業年度に係る業務の実績に関する評価を決定しようとするときは、あらかじめ、当該評価の対象となつた公立大学法人に評価案を示し、意見の申立ての機会を付与するものとする。

2 委員会は、前項の規定により意見の申立てがあつた場合においては、当該意見を当該評価の結果と併せて法第二十八条第四項の規定により報告し、及び公表するものとする。

3 前二項の規定は、法第三十条第一項に規定する中期目標の期間に係る業務の実績に

関する評価の結果を同条第三項において準用する法第二十八条第四項の規定により報告し、及び公表する場合に準用する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十八号

福岡県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第一条中「第三十条第三項」を「第二十六条第三項」に改める。
福岡県障害者施策推進協議会条例（平成七年福岡県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第四十九号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表一九の項中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同表一五の項の次に次のように加える。

別表三六の項中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同表三九の項及び三八の二の項中「複数建築物」を「一又は二以上の建築物」に改め、「総合的設計による」を削り、「二である場合」を「二以下である場合」に改め、同表三九の二の項中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同表三九の三の項中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同表四〇の項中「複数建築物」を「公告対象区域内の建築物」に改め、同表四一の項の次に次のように加える。

二八の三	建築基準法第六十一条第一項第一号による建築物の壁面の位置又は同条第三項第二号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第三項第二号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	建築基準法第六十一条第一項第一号による建築物の壁面の位置又は同条第三項第二号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請手数料	景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料	一件につき 一六〇、〇〇〇円	申請のとき
二八の四	建築基準法第六十一条第五項の規定による建築物の各部分の高さに関する認定の適用除外に係る制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築基準法第六十一条第五項の規定による建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定の申請手数料	景観地区内における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定の申請手数料	一件につき 一七、〇〇〇円	申請のとき

二五の二	建築基準法第五十七条の四第一項の規定による特例容積率適用地区的内における建築物の高さの許可に対する審査	特例容積率適用地区的内における建築物の高さの許可申請手数料	一件につき 一六〇、〇〇〇円	申請のとき
------	---	-------------------------------	-------------------	-------

四一の二	建築基準法第八十条の八第一項の規定により増築等を二以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画の認定の申請に対する審査	建築基準法第八十条の八第三項の規定による全体計画の変更の認定の申請に対する審査	建築基準法第八十条の八第三項の規定による全体計画の変更の認定を受けた全体計画の変更認定申請手数料	建築等を二以上の工事に分けて行う建築物の工事の全体計画の認定申請手数料	一件につき 二七、〇〇〇円	申請のとき
------	---	---	--	-------------------------------------	------------------	-------

別表五一の項中「第三十二条の二第二項第十三号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十三号ハ」を「第三十二条の二第二項第十四号ハ若しくは第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表五三の項中「第三十二条の二第二項第十四号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十四号ニ」を「第三十二条の二第二項第十五号ニ若しくは第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同表五四の項中「第二十条の二第十項又は第三十八条の四第二十項」を「第二十条の二第十一項又は第三十八条の四第二十一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十号

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例の一部を改正する条例

正する条例

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和四十九年福岡県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 都道府県、独立行政法人日本学生支援機構又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条の二に規定する都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行う法人の奨学金の貸与を受けていない者であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月四日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十一号

福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例の一部を改正する条例

福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例（平成元年福岡県条例第十八号）の一部を次

のよう改正する。

クライミングウォール		二時間	
ボルダリングウォール	二時間	児童生徒	一般
一時	一時	一五〇円	三〇〇円
九時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで	一、九〇〇円	二、九〇〇円

別表第一の二の表に次のように加える。

ミングウォール		九時から 十二時まで	
九時から 十七時まで	十八時から 二十一時まで	十三時から 十七時まで	十二時まで
六、三〇〇円	三、四〇〇円	三、六〇〇円	二、七〇〇円
一八、九〇〇円	一〇、二〇〇円	一〇、八〇〇円	八、一〇〇円
八一、九〇〇円	四四、二〇〇円	四六、八〇〇円	三五、一〇〇円

この条例は、平成十七年七月九日から施行する。

附 則

この条例は、平成十七年七月九日から施行する。

ボルダリングウォール		クライ	
九時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで	九時から 二十一時まで
五、四〇〇円	三、九〇〇円	一、五〇〇円	一、九〇〇円
一六、二〇〇円	一一、七〇〇円	一〇、五〇〇円	二、五〇〇円
七〇、二〇〇円	五〇、七〇〇円	四五、五〇〇円	二四、七〇〇円

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)